

平成 25 年 10 月 17 日
経 済 産 業 省
関東東北産業保安監督部 電力安全課

自家用電気工作物^(※1)に係る電気事業法遵守の徹底について（お願い）

平素は、電気保安行政にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

私ども関東東北産業保安監督部では、国民生活や産業活動の安全を確保するため、電気事業法に基づいた業務を行っており、日頃より電気に起因する災害や被害の発生防止に努めているところです。

ご存じのこととは思いますが、電気事業法とは、ライフラインの1つである「電気」を、電気を必要とする者に安定的に供給し、かつ電気を供給する者及び使用する者は、電気事故等の発生防止を図ることを目的として、定められている法律です。また同法では、この電気事故等の発生防止も含めた保安管理を実施するため、電気主任技術者（有資格者）を監督者として充て、かつこの保安管理のための方法を保安規程として定めることを求めています。

先般、私どもの行政業務に対し、総務省関東行政評価局の調査が実施され、「自家用電気工作物の設置者に対する新たなスキームの啓発活動の実施」という提言を受けました。

このため、指摘を受けた以下の2点について、自家用電気工作物設置者の方々に、改めて電気事業法の遵守の必要性を訴えさせていただきます。

1. 点検結果を踏まえた高経年受電設備の更新等の重要性について啓発

使用期間が相当程度経過した電気設備はそれだけ事故を発生させる可能性が高くなり、当該設備の事故を起点とした波及事故^(※2)が周辺に与える影響の度合いをご理解いただき、計画的に設備更新に取り組んでいただくためのお願い。

2. 主任技術者等から指摘されている事項について、指摘内容の緊急性等を把握し計画的に改善措置を採ることについての周知

自家用電気工作物は定期的に点検又は検査を実施しておりますが、その責任者として選任されている電気主任技術者等から指摘されている事項については、指摘内容の緊急性等を把握し計画的に改善措置を採ることについてのお願い。

(詳細は、「http://www.soumu.go.jp/main_content/000250301.pdf」をご参照ください。)

特に、保安管理業務を電気管理技術者又は電気保安法人に委託されている設置者におかれましては、日頃から十分な意思疎通を図って頂き、電気管理技術者又は保安業務担当者から点検の結果、技術基準不適合等の報告を受けた場合には速やかな措置をとり、常に技術基準の適合維持に努め電気安全の確保に万全を期していただきますよう、皆様方のご協力をお願いいたします。

(※1) 自家用電気工作物とは：電力会社等から受けている電気の電圧が6kV以上の事業所を自家用電気工作物と言います。それ以外は一般用電気工作物といい、低圧受電(200V、100V等)の設備となります。

(※2) 波及事故とは：電気設備の故障等により、付近一帯が停電となる事故

問い合わせ先：
経済産業省
関東東北産業保安監督部 電力安全課：和田、江口
〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1
さいたま合同庁舎1号館
電話：048-600-0385